



衆議院憲法調査会ニュース

H16.5.21 Vol.76

第 159 回 国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

5月20日に開会された小委員会

統治機構のあり方に関する調査小委員会

(鈴木 克昌小委員長(民主))

基本的人権の保障に関する調査小委員会

(山花 郁夫小委員長(民主))

統治機構のあり方に関する調査小委員会 (第4回)

(テーマ)中央政府と地方政府の権限のあり方(特に、
課税自主権)

参考人：

辻山幸宣君

((財)地方自治総合研究所理事・主任研究員)

質疑者

野田 毅君(自民) 玄葉光一郎君(民主)

斉藤 鉄夫君(公明) 山口 富男君(共産)

照屋 寛徳君(社民) 二田 孝治君(自民)

稲見 哲男君(民主) 永岡 洋治君(自民)

質疑終了後、自由討議

辻山幸宣参考人の意見陳述の概要

1. 地方分権一括法の効果についての現状

- ・ 通達の廃止により、行政統制の廃止・緩和を目指したが、一部の自治体を除いて不十分であり、依然として助言・勧告による行政統制が行われている。
- ・ 法定受託事務について、各省大臣から政省令、告示の形式で処理基準が示されるが、これらの基準が自治体を拘束する状況を改めるため、地方自治法 14 条 1 項を憲法 94 条のように改めてはどうか。
- ・ 地方自治法 96 条 2 項の議決事項追加条項などの活用により、地方議会が活性化している例もある。
- ・ 地方分権ムードが、地方自治体の憲法ともいえる「自治基本条例」の制定につながっており、また、市民の積極的な参加による条例づくりの大きなうねりは、地方分権改革の間接的效果といえる。
- ・ 本来、合併は新しい地域づくりであるはずだが、現在、市町村合併は、地方自治体が財政的困難から脱することを主な目的として進められており、地方分権への努力が無にされることが懸念される。
- ・ 合併できない小規模自治体において、スリム化を図り「身の丈の自治」を考えるなど、本来の意味の「自立」の動きが出てきているのは皮肉である。
- ・ (a)現在の三位一体の改革で十分であるかを含めた税財源のあり方、(b)政省令の規律密度について監視を

行う機関の設置、(c)地方自治法の規定の簡素化等について、第2次分権改革に向けて検討すべきとともに、「地方自治基本法」の制定が必要である。

2. 権限配分のあり方について

- ・ 中央政府と地方政府の権限配分については、「自治権」を法律上及び憲法上、明確に位置付けていくべきである。この「自治権」は、(a)当該区域内における全権制限の原則が含まれるものとし、(b)第一義的には基礎自治体に付与され、(c)いずれの事務・権限を実施・執行するかの判断権が含まれるものとする。また、補完性の原理(市町村ができることはなるべく住民に身近な市町村が行い、市町村ができないことは都道府県が、都道府県ができないことは国が補完するという原理)に従って、実施・執行されないこととされた事務は、都道府県、国へと、より広域的政府の仕事として配分されるが、事務とその実施団体の対応が明確となる結果、「法定受託事務」の概念も消滅する。
- ・ 「地方自治基本法」に規定する「自治基本条例」の規定事項については、法令の適用除外を認めるという「権限特例法」を設けたいと考える。

3. 憲法規定について

- ・ 今日の地方自治には、法令の規律密度、行政統制、税財政制度の問題はあるが、原則的に憲法規定の不備が地方自治の発展を阻害しているとの認識はない。
- ・ あえて憲法改正を行うとすれば、憲法 93 条に関連して、首長・議会の二元制を地方自治体の選択制にすることも検討の余地がある。同時に、代表機構を含む組織構成、担当事務、課税等について、米国諸州のようなチャーターに規定し、国会で承認する制度を導入することにより、「自治権」の確立を図ることが考えられる。
- ・ 地方には十分な税源がなく、税財源移譲に限界があるので、連邦制を採用しない以上、ナショナル・ミニマムの保障のための財源は、中央政府が調整義務を負わざるを得ない。この点、現在の三位一体改革は、税財源移譲の額が補助金等の削減額に追い付いておらず、地方の財政格差を拡大させる点で不十分である。

4. 自治体の適正規模論について

- ・ 何が適正規模であるかについては、なお議論の余地があり、人口規模だけを基準とすることには疑問がある。どれだけの自治を実現できるかが問題であり、権限、財源、事務量との兼ね合いにおいて考えるべきである。
- ・ 第28次地方制度調査会で、「道州制」の検討が行われているが、「道州制」の概念も明確でない一方で、小規模自治体の市町村合併が推進されているという現状に対しては懸念を持っている。

辻山幸直参考人に対する質疑の概要

野田 毅君(自民)

- ・地方分権一括法が成立した頃は、従前の人材や体制では行政の責任の拡大に対応できないので市町村合併が必要であるという問題意識であったものが、現在では、財政問題から市町村合併が必要であるという問題意識に変化してきてしまっていると考えるが、いかがか。
- ・課税自主権を含む税源移譲といっても、なかなか地方には税源がないのが問題である。国がナショナル・ミニマムを保障するために財政調整する必要があるというのも一つの考え方であるが、むしろ、現在、地方税法で原則一律に定められている地方税の税率を条例により地方自治体ごとにもっと自由に定められるようにしてはいかがか。
- ・地方自治体が課税自主権を主張する以上、地方自治体の自己責任で超過税率を適用すべきということになるのではないか。

玄葉光一郎君(民主)

- ・現在のいわゆる三位一体改革は、「三位バラバラの改悪」、「国の財政赤字の押しつけ」とも言われており、額が1兆円レベルに止まっているなど全く評価できないと考えるが、参考人の三位一体改革に対する評価を伺いたい。
- ・連邦制とは、司法権もそれぞれの「邦」で有するものと理解するが、そのような意味での連邦制を採用するには、現行憲法の改正では不可能であり、新しい憲法の制定が必要と考えるが、いかがか。
- ・シティ・マネージャー制の採用等、より多様な地方自治体の形態を認めるためには、憲法93条の改正が必要と考えるが、いかがか。
- ・憲法に地方税に関する規定や補完性の原理に関する規定を明記してはいかがか。

斉藤鉄夫君(公明)

- ・義務教育費国庫負担制度の在り方に関連して、教育にかかる費用は、国が負担すべきであり、一般財源化して地方に負担させるべきではないと考えるが、いかがか。
- ・現在、学校図書費は交付税により措置されているが、交付税の計算の基礎になっているだけで、実際にそれだけの予算が学校図書費に回っていないという現状がある。図書費のようなものは、ナショナル・ミニマムとして国がしっかり保障すべきであると考え、いかがか。
- ・現在の首長選挙においては、首長に選出される者の経営者としての能力と選挙の能力が別のものであることが問題であると考え、シティ・マネージャー制について、参考人の見解を伺いたい。

山口富男君(共産)

- ・参考人には、(a)政府の側に地方自治の位置付けの点で問題があるとの認識があり、また、(b)「まちづくり条例」、「身の丈の自治」といった住民自治の拡充の動きがあるということから、地方政治が、憲法に規定する「地方自治の本旨」を具体化する能力を持っているという認識があると理解したが、いかがか。
- ・参考人が携わった「地方自治基本法構想」の柱立てを伺いたい。

- ・地方分権一括法において、駐留軍用地特別措置法上の権限を機関委任事務から国の直轄事務にしたことは、憲法94条との関係で問題があると考え、いかがか。
- ・日本国憲法は、明治憲法に規定がなかった地方自治について新たに規定した点で画期的なものと考えるが、憲法の地方自治規定の果たしてきた役割、21世紀において、その規定が持つ意味について、参考人の見解を伺いたい。

照屋寛徳君(社民)

- ・現在、地方分権一括法が施行され、地方分権が実践される段階となっている。参考人は「琉球諸島特別自治制構想」をまとめたことがあるが、沖縄の自治の現状について、どのように考えているか。
- ・参考人が携わった「地方自治基本法構想」を実現する上で、憲法改正は必要ないと考え、いかがか。
- ・地方分権一括法が施行されている現在、「地方自治基本法構想」の意義について、参考人の見解を伺いたい。
- ・復帰前と復帰後の沖縄の地方自治を比較した際の参考人の見解を伺いたい。

二田孝治君(自民)

- ・参考人は、「地方自治基本法」の規定により定められる自治基本条例により一定の事項について法令の適用除外を認める提案をしているが、法令の適用除外が許される範囲、その具体的な手続について、参考人の見解を伺いたい。
- ・法令の適用除外の例として未成年者の選挙権を挙げるが、統治の側面から見たときに、重大な機構に関する問題が全国レベルでの整合性を持たないことになり、不都合であると考え、いかがか。
- ・参考人も指摘するように、市町村合併の進展により都道府県の空洞化が生じることが想定される。連邦制や道州制より、都道府県制の廃止を議論する方が効率的ではないか。将来的に都道府県も道州も不要となるのではないか。

稲見哲男君(民主)

- ・一連の地方分権改革は不十分であり、「地方自治基本法」を制定した上で自治基本条例に基づく自治を行うべきである。「地方自治基本法」の基本部分を憲法に規定することについて、どのように考えるか。
- ・参考人の主張する「自治権」の内容と、「自治権」が基礎自治体に一義的に付与されることを憲法に規定することについて、参考人の見解を伺いたい。
- ・分権推進のために地方の課税自主権の拡大が必要である。地方の課税自主権の本格的拡大のためには、憲法上新たな規定が必要か。また、道州で徴税を行い、国の必要分と道州間の財源調整分を道州から国に納付するという仕組みを導入する場合、憲法の規定はどのようになるか。
- ・道州が課税権を持ったり、基礎自治体が独自の課税内容を持つためには、憲法上新たな規定が必要か。あるいは、国が認証すれば足りるか。

永岡洋治君(自民)

- ・現在、中央に人材が集中し、地方の人材が不足するという逆ピラミッド型となっているが、地方分権を進めるに当たって、地方において、権限配分

に応じた人材の確保が必要になる。この側面からも、人口 20~30 万人規模の市町村合併を中央主導で進めざるを得ないと思えるが、いかがか。

- ・基礎的自治体を強化するために、道州制は通らなくてはならないプロセスか。また、道州制を導入とした場合、道州にどのような権能を持たせるべきか。
- ・自治体の統治システムは、住民から直接選出される首長と議会との二元制となっているため、議会の権能が弱いと考える。地方の選択肢を増やすために、委員会制やシティ・マネージャー制を導入することについて、参考人の見解を伺いたい。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

照屋寛徳君(社民)

- ・憲法と地方自治の在り方を考える上で、米軍基地問題は、避けて通れない。
- ・日米地位協定は、日本の国内法を尊重することを規定しているが、一例を挙げれば、米軍関係者が自動車税を負担していないことや、緊急車両が基地内を通過できない等の大きな問題がある。また、駐留軍用地特別措置法は、実質的には沖縄の土地所有者を対象としたものであるが、同法制定の際、憲法 95 条に定める住民投票が行われていない。
- ・今後、分権化を進める際には、憲法の枠内で、一国多制度ともいえるべき多様な自治体の在り方を検討すべきである。

増子輝彦君(民主)

- ・参考人も述べたように、地方分権が進められているにもかかわらず、実際には通達行政の弊害が残っている。今後、分権化が進むに従い、この問題が大きくなると考えられる。
- ・地方分権が進むに従い、地方の権限は増大するが、このとき首長の多選は、首長の権限の拡大により独裁の弊害が生じ、地方自治がゆがむ可能性がある。立候補の自由との兼ね合いも考えつつ、首長の多選禁止等の歯止めを検討すべきである。

斉藤鉄夫君(公明)

- ・地方分権の推進に当たっては、権限や財源の移譲が重要であると改めて感じた。そして、分権を実質化させるためには、やはり東京に一極集中している経済の中心の分散が必要である。

中山太郎会長

- ・明治の廃藩置県では、多くの場合、山脈や河川など自然の地形に基づいて境界が設定されたが、第二次世界大戦後、高速道路網や通信手段の発達により、都道府県を越えた生活圏が成立し、都道府県の範囲が小さくなっているという問題がある。
- ・将来、道州制を実施する際には、一方で、道路整備のように都道府県を越えて生活圏が広がることに対応するための事業が必要であるが、他方で、財政状況等他県の実情はよく分からないという矛盾の解決を、住民と中央政府と一緒に考える必要がある。

辻 恵君(民主)

- ・今国会で審議されている行政事件訴訟法改正案は、原告適格の厳格性等の行政訴訟の問題点を改善するものではなく、不十分である。機関訴訟や団体訴訟も広く認められるよう改善すべきである。

- ・行政の肥大化の中で、行政統制をいろいろな形で行う必要があるが、だからこそ、地方分権は行政統制のためにも重要であり、憲法に定める住民自治の意義をより発展させる必要がある。まちづくりにあたっては、身近な下からの合意が必要であって、「まちづくり条例」等の必要性についての参考人の指摘は、有益である。
- ・基礎自治体の代表機構の在り方については、二元制から選択制への移行やチャーター制の採用など、多様性を持ったものとすべきである。
- ・基礎自治体に対し、第一義的に事務の実施等の判断権を付与すべきである。それと同時に課税自主権や条例制定権も自治権確立の方向で捉え直すべきである。

**基本的人権の保障に関する調査小委員会
(第 4 回)**
(テーマ)経済的・社会的・文化的自由(特に、職業選択の自由・財産権)

- 参考人：
野呂充君(関西大学法科大学院教授)
- 質疑者
小野 晋也君(自民) 村越 祐民君(民主)
太田 昭宏君(公明) 吉井 英勝君(共産)
土井たか子君(社民) 船田 元君(自民)
園田 康博君(民主) 平井 卓也君(自民)
- 質疑終了後、自由討議

野呂充参考人の意見陳述の概要

- 1. 経済的自由と精神的自由**
 - ・経済的自由は、精神的自由に比べて法律による規制を広く受ける権利であると一般に理解されているが、土地所有権については、土地という財産に特有ないわば普遍的な制限があり、一般的な経済的自由の理論には解消できない特殊性があることに留意しなければならない。
- 2. 経済的自由**
 - ・経済的自由には職業選択の自由、居住移転の自由及び財産権がある。
 - ・29 条 1 項と 2 項を素直に読むと、法律で定められた財産権の保障に過ぎないことになってしまうため、従来学説は、法律によっても侵すことのできない財産権(私有財産制や市場経済など)があり、それを 1 項で保障するものであると解してきた。また、3 項は財産権の制約に対する補償を定める。
- 3. 都市計画及び景観保護・形成と財産権保障
ドイツと日本を比較して**
 - (1) 都市計画法制の比較
 - ・新規開発・建築をどのようにコントロールするにつき、ドイツでは「計画なければ開発なし」の

原則が妥当するのに対し、日本では「開発・建築自由」の原則が妥当しており、日独で原則と例外が逆転している。

- ・都市計画のシステムについて、ドイツでは地区レベルの詳細計画であるBプラン(市町村策定)をコアにした二段階計画が妥当する。これに対して日本の都市計画の中心は一般的抽象的な用途地域制度であり、ドイツのBプランと違って具体的な将来像を描くものではない。

(2) 都市景観法制の比較

ア) ドイツの法制度

- ・ドイツの都市景観法制は、「記念物保護法制」「Bプラン」「建築規制法制」の三つから成る。「建築規制法制」は、()直接、法律に基づく醜悪化の禁止(地域限定なし)()市町村の条例に基づく積極的な景観保護・形成、の「二段階規制システム」として機能する。

イ) 日本の法制度

- ・日本の景観保護法制は、都市計画法・建築基準法における美観地区・地区計画・建築協定の制度については、「計画なくして開発なし」の原則がないため、効果をあげているとはいえない。
- ・景観緑三法案のうちの景観法案は、いろいろな意味で従来の制度を改善し、前進するものと評価することができるが、「計画なくして開発なし」の原則がない下で従来の制度を改善しても限界があり、これからは、「計画なくして開発なし」の原則に少しでも近付けるような制度改革を進めていくことが必要である。

(3) 憲法による財産権保障とまちづくり

- ア) 日本国憲法 29 条とボン基本法 14 条は規定ぶりに差異もあるが、実質的な問題にはあまり影響がないと考える。むしろ、ドイツの判例が所有権の限界又は社会的制約を具体的に判断する際、()「土地の社会的制約」の強調及び()「状況拘束性理論」(土地の社会的拘束の内容・程度は、当該土地の置かれた状況、従来の利用の態様等によって異なるという考え方)に基づいている点が重要である。

イ) 都市計画法制に即した検討

- ・日本の都市計画法制には、「建築の自由の原則」と「必要最小限度規制原則」が妥当している。
- ・これは、財産権保障の重点を、ドイツは「利用」に置いているのに対して、日本は「価値」に置いているためだと考えられる。

ウ) 景観法制に即した検討

- ・日本においては、強制力を持つ景観保護は例外的・限定的である。それは、従来、「景観」は、強制力をもった規制をするには根拠として弱いと考えられていたためと思われる。
- ・それではなぜ、ヨーロッパにおいては強制力をもった規制が行われているかといえば、土地所有権の特殊性に根拠を見出しているのではないかと考える。
- ・まだ試論であるが、その特殊性とは、土地所有権は、「特定の場所」で「特定のデザイン」の建築を行う権

利が相対化される性質を内在しているということを指摘したい。

野呂充参考人に対する質疑の概要

小 野 晋 也 君(自民)

- ・財産権は社会生活を営む上での基本的な権利であるという認識に立ち、憲法に所有者の責任と義務を明記すべきと考えるが、いかがか。
- ・憲法に「公共の福祉に反する場合には、財産権は制約を受ける」ということを明記すべきと考えるが、いかがか。
- ・「公共の福祉」の内容は、時代の状況に応じて適宜法律により定められていくものと考えられるが、具体的に「公共の福祉」の内容を判断するに当たって、学説上、考慮すべき項目を整理したものはあるか。
- ・公共の福祉の内容として、「限られた資源をともに分かち合い、最大限効果的に社会の利益のために使われる」という文言を明記すべきと考えるが、いかがか。

村 越 祐 民 君(民主)

- ・今国会で審議されている「景観法案」について、(a)ドイツにおける同種の制度との異同、(b)当該法案の実効性、について伺いたい。
- ・文化財保護の観点からどのように財産権を見直すべきであると参考人は考えるか。
- ・景観あるいは文化財保護に関する具体的な憲法規定の必要性の有無について、参考人の見解を伺いたい。
- ・国立マンション訴訟の地裁判決では、「景観権」が一部認められたが、(a)「景観権」に対する参考人の評価、(b)「景観権」の根拠の所在、について伺いたい。

太 田 昭 宏 君(公明)

- ・かつて葉梨前議員が、住民が積極的に「街づくり」に関与していくという趣旨の「都市計画権」を憲法に明記すべきであるとの主張を披瀝したことがあるが、このような考え方に対する参考人の見解を伺いたい。
- ・我が国では、29 条で保障される土地所有の権利を絶対的なものとして捉え、都市計画等に必要な規制ができていないのではないかと考えるが、いかがか。
- ・29 条 2 項では、他の条文にあるように「公共の福祉に反しない限り」とせず、「公共の福祉に適合するやうに」と規定していることから、景観問題については国家が立法措置を積極的に行うべきであるとの意見もあるが、これに対する参考人の見解を伺いたい。
- ・「街づくり」について、私は、日本では「景観」よりも「住みやすい街」が優先される傾向にあると考える。参考人は「美しい街」という点を重視したが、これは、「景観」と「住みやすい街」とのどちらに比重を置いているのか。

吉 井 英 勝 君(共産)

- ・18 世紀末に所有権は絶対的不可侵とされたが、1919 年のワイマール憲法以降、経済的自由は、社会権の保障の範囲内で確保されるというように変わり、この歴史の流れは日本国憲法にも反映されていると考える。しかし、近時、日本では経済

効率を重視し、ワイマール憲法以来の流れに逆行した弱肉強食の経済活動が横行している。日本国憲法の定める経済的自由の観点から現在の経済活動を見た場合、参考人はその有り様をどのように評価するか。

- ・街を形成してきた住民の意思を無視し、事業者が経済的自由の名の下に、巨大な資本力を投入して突然違う街を作り、住民の生活基盤を破壊するようなことは、経済的自由の行使といえども許されないと考えるが、いかがか。

土井 たか子君(社民)

- ・ドイツの基礎的自治体には、日本の地方自治体と比べて、都市計画に関して強い権限が与えられているが、この都市計画権限における日本とドイツの地方分権の差について、特に 92 条の地方自治の本旨の「住民自治」の観点から、参考人の見解を伺いたい。
- ・一般的な土地収用手続に抛らずに民有地である駐留軍用地の継続使用を可能とする 1997 年の駐留軍用地特別措置法の改正は、29 条が保障する国民の財産権を侵害するものであり、日米安保条約を憲法よりも上位と捉える政府認識が現れたものであると考える。日本と同様に米軍基地が存在するドイツでは、上記のような問題に対してどのような取扱いがなされているか。

船田 元君(自民)

- ・太田委員が指摘したように 29 条 2 項は「公共の福祉に適合するやうに」とあり、その他の条文では、「公共の福祉に反しない限り」と規定するが、この違いは、財産権については、公共の福祉の要請の範囲が大きくなるという立法の趣旨を含んでいることの現れと思われるが、いかがか。
- ・昔、公共の福祉による制限としては地域住民の安全のための河川改修などが挙げられた。現在では、公共の福祉は、地域住民の利便性や街づくり、景観といった「地域住民の快適さ」のようなものまで含まれると解されるようになってきている。このように財産権における「公共の福祉」の概念は、拡大してきていると考えるが、いかがか。
- ・ドイツの都市計画が精緻かつ包括的であることが大変参考になったが、ドイツと同じく美しい街並みが保たれている他のヨーロッパの地域は、どのような制度を持つのか。
- ・EU 法制において、都市計画・景観形成はどのように扱われているか。

園田 康博君(民主)

- ・ボン基本法 14 条 3 項は、公用収用に関して、法律で損失補償の方法と程度を定めなければ、公用収用はできないと規定している。一方、日本では判例により、法律が補償規定を欠いていても、29 条 3 項を根拠に損失補償を請求でき、当該法律は違憲とならないとされている。日本の憲法も条文上、ボン基本法 14 条 3 項のような規定があれば、公用収用に関する法律の規定がより精密になるのではないかと考えるが、いかがか。
- ・損失補償の基準・内容をできる限り法律上明記していく必要があると思われる。日本国憲法 29 条 3 項は「正当な補償」とあるが、この文言の読み方につき、完全補償説と相当補償説とがある。諸外国の例をみると、スイスは「完全」、ポルトガルは「適正」、ス

ペインは「相当」と規定している。日本の条文もその文言が適切であるか、議論が必要であると考ええるが、いかがか。

平井 卓也君(自民)

- ・1994 年に新設されたボン基本法 20a 条では、国家権力の濫用から国民の基本的人権を守るという近代憲法の考え方から一步踏み出し、「国の将来の世代に対する責任」を定めている。同条は、国家目標として環境保護を定めているとされるが、ここには景観の保護までも含むものと解することができるか。また、この規定が、ドイツにおける景観保護・形成に関する法制度に与えた影響は何か。
- ・20a 条には、賛否両論あるが、私は、「国家を構成していくことについての全員の基本的合意」をあらわしたものとして、評価したい。いま、基本的人権に関する観念を転換させて、権利と義務を表裏一体のものとして認識し、権利は権力に対する牽制ではなく、自己実現の手段である、と考え、人権の体系を日本社会の実態に合うよう新しくすることも必要と考えられる。以上のようなことを考えるに当たり、同条の経験は参考になると考えるが、いかがか。
- ・景観規制を進めるには国民の間に共通のコンセンサスがなければならぬと思われる。ドイツには景観保護のための財産権制約に対する国民の間のコンセンサスがあるのだとすれば、日本にそのようなコンセンサスは形成されつつあるのか。
- ・ドイツでは法律による醜悪化の禁止と、条例に基づく積極的な景観形成という二段階システムが採用されているとのことだが、この「醜悪化」は具体的にどのようなものであり、誰が判断するのか。その判断に対する反発などはないのか。また、このようなシステムを我が国に導入することは考えられるか。
- ・ドイツのローテンベルク市条例では、最高 50 万ユーロ(約 6,500 万円)という高額な過料が科されるが、日本では憲法 94 条及び地方自治法 14 条 3 項の制約から、100 万円以下の罰金等しか定められない。この点をどのように考えるか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

倉田 雅年君(自民)

- ・所有権は絶対であるとの思想が日本では一人歩きしている。圏央道の事業認定等の差止めを認めた地裁判決も、社会全体の利益を考えておらず、所有権は絶対であるとの思想が背景にあるように思われる。
- ・現行の土地収用法の手続は精緻なもので、これ以上簡略化したり、要件を緩和するようなことはできないと考える。
- ・司法修習では、「公共の福祉」の内容が多様化している現実をしっかりと教育して、裁判官が社会の変化についていけるようにしなければいけない。

船田 元君(自民)

- ・29 条の「公共の福祉」には、街づくりに伴う人権制約も含めて考えるべきである。その例として、私の地元の宇都宮では、市民自らが新型路面電車

(LRT)の導入に向けて熱心な動きを見せているが、実際に路面電車を敷設するとなると自動車の流入を防ぐなどの権利制限をせざるを得ないという議論がある。憲法改正に当たってはこのような観点からの議論も必要であると考え。

園田 康 博君(民主)

- ・諸外国の憲法には、文化・景観などさまざまな理由によって私的所有権を制限できることを定めたものがある。それらはその国の歴史・伝統等の中で培われたものであり、この多元的な部分は21世紀にさらに進化していくものであろう。21世紀に耐えうる憲法を作るに当たっては、これら文化・景観について、公共性との関係の中で新たな枠組みを作るべきである。
- ・景観に関する規定を憲法に設けても努力目標としかならず意味がないとする見解もあるが、25条の社会権が、生活保護など具体的な権利の拠り所となっている例に見られるように、意味がないとは言えない。住民参加の下で地方分権が進めば、権利としての「景観」が見出せるようになると思われる点からも、景観について憲法に定めることは考える意味がある。

吉井 英 勝君(共産)

- ・公共財の価値が失われないために私有財産が制限されることは、近代的な社会の発展の中では当然である。景観が壊されることは憲法に原因があるのではなく、憲法の規定が踏みにじられてきたためであり、憲法を正しく運用していくことが必要である。
- ・フランス人権宣言に定める絶対不可侵の財産権から、社会権の実現という観点からの財産権へと変わってきたことは人類の進歩の現れであり、それが29条に反映されている。とりわけ2項の「公共の福祉」は、生存権に適應するように財産権を法律で定めることを求めており、重要である。3項に関しては、土地収用等の手続は厳格になされるべきであるにもかかわらず、駐留軍用地特別措置法の改正のようにこの手続が歪められる事態も起こっている。
- ・圏央道の代執行問題に関する判決は、行政に対して公益性の厳格な立証を求めた点が特徴的であり、計画策定段階での住民参加や司法判断を受ける仕組みが不十分な現行法の問題点を浮き彫りにした。こうした問題の解決に向けた法整備が必要であり、憲法を現実に近づけるのではなく、憲法を活かすために立法や政策的取組を行うことが重要である。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

(衆議院会議録議事情報)

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm

(国立国会図書館)

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2362件(5/20現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1418	封書	451
FAX	316	E-mail	177

・分野別内訳

前文	212	天皇	86
戦争放棄	1566	権利・義務	59
国会	37	内閣	35
司法	13	財政	13
地方自治	11	改正規定	17
最高法規	9	その他	1319

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
 E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
5.27 (木)	午前 9:00	基本的人権小委 [テーマ] 刑事手続上の権利(行刑上の問題を含む)・被害者の人権 参考人:田口守一君(早稲田大学法学部・法務研究科教授)
	午後 2:00	統治機構小委 [テーマ] 二院制と会計検査制度 会計検査院当局より説明聴取 森下伸昭君(会計検査院長) 重松博之君(会計検査院事務総局次長) 参考人:只野雅人君(一橋大学大学院法学研究科助教授)
6.3 (木)	午前 9:00	憲法調査会(小委員長からの報告聴取及び自由討議)
6.10 (木)	未定	憲法調査会

諸般の事情により変更される可能性があります。